

奈良県中学校体育連盟

会 則

昭和25年 4月 施行

奈良県中学校体育連盟規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は奈良県中学校体育連盟と称する。

(事務所)

第 2 条 この会の事務所は理事長所在の学校内に置く。

(目 的)

第 3 条 この会は中学校保健体育の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

1. 中学校生徒の体育大会等の開催
2. 中学校体育に関する調査・研究
3. 競技の普及・振興及び指導者の養成に関する事項
4. その他この会の目的達成に必要な事項

(組 織)

第 5 条 この会は、各郡市を単位とする中学校体育連盟をもって組織する。

(研究部並びに専門部)

第 6 条 この会に研究部ならびに競技種目の専門部を設置し、必要に応じ別に細則を定める。

第 2 章 役 員 等

(役 員)

第 7 条 この会に次の役員をおく。

- | | | | |
|----------|-------|----------|--------|
| 1. 会 長 | 1 名 | 2. 副 会 長 | 3 名 |
| 3. 評 議 員 | 各市郡会長 | 4. 理 事 長 | 1 名 |
| 5. 副理事長 | 2 名 | 6. 幹 事 | 1 名 |
| 7. 常任理事 | 若干名 | 8. 理 事 | 各郡市理事長 |
| 9. 会 計 | 1 名 | 10. 書 記 | 1 名 |
| 11. 監 事 | 2 名 | 12. 顧 問 | 若干名 |
| 13. 参 与 | 若干名 | | |

(会 長)

第 8 条 会長は評議員において推挙する。会長はこの会を代表して会務を総理する。

(副会長)

第 9 条 副会長は、評議員会において推挙する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代理する。

(評議員)

第 10 条 各郡市会長をもってこれに充て、本会の重要事項を協議する。

(理事長)

第 11 条 理事長は理事の互選による。理事長はこの会の運営にあたる。

(副理事長)

第 12 条 副理事長は理事の互選による。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは理事長の職務を代理する。

(幹事)

第 13 条 幹事は会長これを委嘱し、庶務を処理する。

(常任理事)

第 14 条 常任理事は理事、専門部、研究部、から若干名会長これを委嘱し、この会の常務を執行する。特に会長が必要と認めるときは、上記以外より委嘱することができる。

(理事)

第 15 条 理事は郡市理事長をもってこれに充て、本会の重要事項を協議する。
但し、県理事長に推挙された郡市にあっては、郡市理事長を別に選出する。

(組織運営検討委員)

第 16 条 組織運営検討委員は、評議員から若干名会長これを委嘱し、この会の常務を執行する。
特に会長が必要と認めるときは、上記以外より委嘱することができる。

(会計)

第 17 条 会計は常任理事のうちから会長これを委嘱し、この会の会計事務を掌理する。

(書記)

第 18 条 書記は常任理事のうちから会長これを委嘱し、この会の書記事務を掌理する。

(監事)

第 19 条 幹事は会長これを委嘱し、会計監査をする。

(顧問)

第 20 条 顧問は評議員会において推挙し会長これを委嘱する。顧問はこの会の運営に関し諮問に応じる。

(参与)

第 21 条 参与はこの会に加盟する中学校長並びに関係者のなかから会長これを委嘱する。
参与はこの会の運営並びに行事に関し指導的意見を述べることができる。

(役員の任期)

第 22 条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第 3 章 会 議

(評議員会)

第 23 条 会長、副会長、評議員、理事長、副理事長をもって組織し、この会の運営についての重要事項を審議する。

(理事会)

第 24 条 会長、副会長、理事長、常任理事、理事をもって組織しこの会の運営にあたる。

(常任理事会)

第 25 条 会長、副会長、副理事長、常任理事をもって組織し、緊急の場合理事会にかえることができる。

(専門委員会)

第 26 条 各種目別専門委員長をもって組織し、各種目専門部の連絡調整にあたる。

(組織運営検討委員会)

第 27 条 会長、副会長、理事長、副理事長、会計、組織運営検討委員をもって組織し、この会の運営にあたる。

(諸会議の招集)

第 28 条 この会の諸会議は会長これを招集する。

第 4 章 会 計

(経 費)

第 29 条 この会の経費は会費、補助金、その他の収入による。

(予算並びに決算)

第 30 条 予算並びに決算は評議員会並びに理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 31 条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 32 条 この会の事務局は奈良県教育研究所内に置く。

2. 事務局には、事務局長を置く。
3. 事務局長は、会長が委嘱する。
4. 事務局長は、本会の庶務を掌る。

第 6 章 雑 則

(規約の改正)

第 33 条 この会の規約を改正するときは評議員会並びに理事会の決議を経なければならない。

平成18年 3月 9日 規約一部改正
平成22年11月25日 規約一部改正
令和 3年 4月30日 規約一部改正

奈良県中学校体育連盟表彰規定附則

- 第 1 条 本連盟では表彰に関する規定を下記の通り定め、その該当者等を表彰する。
- 第 2 条 この規定は本連盟の普及振興に功績があった個人・団体に対し表彰を行い、体育・スポーツの発展に資することを目的とする。
- 第 3 条 前条に定める候補者は、次の各号が推薦するものとする。
(1) 加盟中学校長 (2) 県中体連専門部長 (3) 県中体連事務局
- 第 4 条 受賞者の選考は、常任理事会があたり、12月の理事・評議員会の承認を得るものとする。12月以降の選考は3月までの常任理事会で行い、3月の評議員・理事会の承認を得るものとする。
- 第 5 条 表彰は3月の県中体連合同会議で選手（個人・団体）を行い、教職員については、翌年5月の県中体連合同会議において行う。
- 第 6 条 本規定表彰候補者推薦のための基準は別に定める。
- 昭和39年1月20日 規約一部改正
平成18年6月11日 規約改正

奈良県中学校体育連盟専門部細則

- 第 1 条 この会と各専門部の正常な発達とスポーツの振興を図ることを目的とする。
- 第 2 条 この会は各郡市を単位とする専門委員をもって組織する。
- 第 3 条 各専門部は部長、委員長を中心として運営にあたる。
- 第 4 条 部長は委員長において推挙し会長これを委嘱する。
- 第 5 条 委員長は委員の互選により会長これを委嘱する。
- 第 6 条 部長、委員長の任期は2年とし重任をさまたげない。
- 昭和39年1月20日より施行

奈良県中学校体育連盟賛助会員制細則

- 第 1 条 本連盟の目的に賛同し、より充実した県中体連育成のため経済的援助を目的として、次の賛助会員制をおく。
- 第 2 条 賛助会員と特別賛助会員の二制度とする。
- 第 3 条 賛助会員・特別賛助会員とも、原則として特別の事情のない限り永年会員制とする。
- 第 4 条 賛助会費は次のとおりとする。
(イ) 賛助会員・・・(年間10,000円) (ロ) 特別賛助会費・・・(年間30,000円)
- 第 5 条 この会計と賛助特別会計とし、本会計による運営に支障をきたした場合、または運営のより充実の必要ある場合に支出される。
- 昭和63年5月27日より施行

奈良県中学校体育連盟研究部細則

- (名称)
第 1 条 本研究部会は、奈良県中学校体育連盟研究部（略称「中体研究部」）と称する。
- (事務所)
第 2 条 本研究部会は、事務所を委員長の所在する学校におく。
- (目的)
第 3 条 本研究部会は、中体連及び部活動にとくに研究と中学生の心身ともに健全な育成及び体育・スポーツ活動の振興を図ることを目的とする。
- (事業)
第 4 条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 運動部活動に関する実態調査研究を行う。
2. 運動競技会に関する調査研究を行う。
3. 中学生の体力運動調査を行う。
4. 奈良県中学校保健体育研究会と連携して事業を行う。
5. その他本研究部の目的を達成するために必要な事業を行う。
- (会員)
第 5 条 本研究部は、県下の中学校運動部担当教員を会員とする。
- (役員)
第 6 条 本研究部には次の役員をおく。
1. 部長 1 名 2. 委員長 1 名 3. 副委員長 1 名
4. 常任委員 若干名 5. 委員 専門部 1 名 6. 会計 1 名
7. 監事 1 名
- (部長)
第 7 条 部長は、県中体連副会長とする。部長は、本研究部を代表し会務を統括する。
- (委員長)
第 8 条 委員長は、委員の互選とし、本研究部の運営にあたる。
- (副委員長)
第 9 条 副委員長は委員の互選とし、委員長を補佐し、委員長事故あるときは委員長の職務を代理する。
- (常任委員)
第 10 条 常任委員は、委員の中より部長が委嘱し、本研究部の常務を執行する。特に部長が必要と認めるときは、上記以外より委嘱することができる。
- (委員)
第 11 条 委員は、各専門部より選出された者 1 名、及び特に部長が委嘱した者とし、本研究部の重要事項を協議する。

(会計)

第 12 条 会計は、常任委員の中より部長が委嘱し、庶務会計を掌理する。

(監事)

第 13 条 監事は、規約第 10 条規定する評議員会において推挙し、部長が委嘱する。監事は会計監査をする。

(任期)

第 14 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、重任は妨げない。

(会議)

第 15 条 本研究部の会議は、委員会・常任委員会とし、必要に応じて部長がこれを招集する。

(委員会)

第 16 条 委員会は、部長・委員長・副委員長・常任委員・委員をもって組織し、本研究部の運営に関する事項を審議する。

(常任委員会)

第 17 条 常任委員会は、部長・委員長・副委員長・常任委員をもって組織し、委員会に付議すべき実行について審議する。なお緊急の場合は委員会に代わって処理する。

(経費)

第 18 条 本研究部の経費は、中体連活動費、補助金及びその他の収入による。

(予算・決算)

第 19 条 本研究部の予算及び決算は規約第 20 条及び第 21 条の規定による評議員会ならびに理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 20 条 本研究部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の改正)

第 21 条 本細則の改正は、第 20 条及び第 21 条の規定による評議員会ならびに理事会の議決を経なければならない。

昭和 41 年 2 月 11 日改正

(附則)

本細則は、平成 6 年 4 月 1 日より実施する。

奈良県中学校体育連盟表彰候補者推薦基準

本基準は表彰規定第6条により定めるもので推薦にあたる者は次の方法で選考し、推薦するものとする。但し、重複表彰はしない。

第 1 条 表彰は、下記の各号のいずれかに該当する個人・団体に対して行う。

(1) 選手の場合（個人・団体）

- 1) 全国大会において、優勝した個人・団体。（会長賞）
- 2) 全国大会において、2位・3位に入賞した個人・団体。（奨励賞）
- 3) 近畿大会で優勝した個人・団体。（奨励賞）
- 4) 奈良県大会・近畿大会・全国大会において、県中学校新記録を樹立したとき。
(県中学校新記録賞)

*奈良県大会とは、県総合体育大会・県選抜選手権大会・近畿、全国大会予選。

*全国大会とは、全国中学校体育大会・全国中学校選抜大会・国民体育大会。

*近畿大会とは、近畿中学校総合体育大会・近畿中学校選抜選手権大会。

(2) 教職員の場合

- 1) 全国大会において団体または個人で優勝を果した指導者。（優秀指導者賞）
*指導者とは、生徒が在籍する学校の教職員に限る。
- 2) 県中体連会長・副会長・理事長は1年以上を対象とする。（功労賞）
- 3) 常任理事・専門部長・委員長2期4年以上を対象とする。（功労賞）

第 2 条 第1条以外で功績があったり、本連盟発展に寄与した個人・団体は、審議の上、第1条に準ずる。

第 3 条 表彰の手続きは、以下の通りとする。

- 1) 会長賞・奨励賞・優秀指導者賞の推薦書は、各競技専門部で作成し、本連盟事務局あてに11月10日までに提出すること。但し、競技専門部のない種目については、各中学校から直接本連盟事務局あてに提出する。
- 2) (功労者)の推薦書は、その年度の終了後に県中体連事務局で作成する。

推薦書の様式は、次の通りとする。

(様式1)は、会長賞・奨励賞・県中学校新記録賞

(様式2)は、優秀指導者賞

(様式3)は、功労賞

奈良県中学校体育連盟
会長賞・奨励賞・県中学校新記録賞
被表彰候補者推薦書

1. 被表彰候補者

ふりがな
氏 名 _____
学 校 名 _____
学 年 _____
競 技 種 目 _____

推薦理由 (大会名・記録成績など)

2. 推薦者

氏 名 _____
職 名 _____
勤 務 先 _____

奈良県中学校体育連盟

優秀指導者賞

被表彰候補者推薦書

1. 被表彰候補者

ふりがな

氏名

学校名

性別

競技種目

推薦理由 (大会名・記録成績など)

--

2. 推薦者

氏名

職名

勤務先

奈良県中学校体育連盟

功 勞 賞

被表彰候補者推薦書

1. 被表彰候補者

ふりがな

氏 名

学 校 名

勤 務 先

役 職 名

役 職 期 間

年

月

～

年

月

(_____ 年)

2. 推薦者

氏 名

職 名

勤 務 先
